

里地里山保全等の促進について

厚木市里地里山保全等促進条例は、平成25年12月27日の施行から今年度5年目を迎えます。

条例の第21条では、「市長は、委員会の意見を踏まえ、5年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。」と規定していることから、前回の委員会では、これまでの運用状況について報告をさせていただき、委員の皆様からご意見をいただきました。

運用状況の評価といたしましては、里地里山保全等地域の選定や里地里山活動団体及び協定の認定など順調に推移し、市民や企業、大学など多様な主体と地域との連携も図られていることから、一定の成果が得られているものと評価します。

なお、いただいた意見や課題につきましては、以下のとおり、まとめさせていただき、併せて今後の対応方針を記載しています。

本日は、この対応方針についてご審議いただき、今後、この対応方針に基づき、課題解決に向けた取り組みを重点的に進めていきたいと考えています。

(保全等地域の選定)	課題、意見等
<p>第9条 市長は、里地里山の多面的機能が持続し、又は向上すると認められる地域を里地里山保全等地域(以下「保全等地域」という。)として選定することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定により保全等地域を選定したときは、その旨並びにその名称及び区域を告示するものとする。</p> <p>3 市長は、第1項の規定により選定した保全等地域を神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例(平成19年神奈川県条例第61号)第8条第1項に規定する里地里山保全等地域に選定すべき地域として神奈川県知事に申し出ることができる。</p> <p>4 第2項の規定は、保全等地域の選定の解除及びその地域の変更について準用する。</p>	<p>【課題、意見等】</p> <p>① 市で選定している保全等地域のうち、県の認定を受けていない小鮎地域について、県の認定を受けることを推進し、県と市が連携した支援体制を構築すること。</p> <p>【対応方針】</p> <p>① 小鮎地域については、現に保全等の活動が行われ、保全等の機運が見受けられ、そして、本市が保全等を進める必要があると認める地域、であることから、今年度中の県条例に基づく里地里山保全等地域の選定に向けて、県と調整を行います。</p>

(里地里山活動協定の認定)	課題、意見等
<p>第12条 保全等地域において、保全活動を行おうとする認定団体及び当該保全活動が行われる農林地等の土地所有者等は、次に掲げる事項を定めた協定（以下「里地里山活動協定」という。）を締結し、当該里地里山活動協定が適当である旨の市長の認定を受けることができる。</p> <p>(1) 里地里山活動協定の対象となる農林地等の区域及び面積</p> <p>(2) 里地里山活動協定の対象となる農林地等の利用に関する事項</p> <p>(3) 認定団体が行う保全活動の内容</p> <p>(4) 里地里山活動協定に違反した場合の措置</p> <p>(5) 里地里山活動協定の期間</p> <p>(6) その他必要な事項</p> <p>2 前項の認定を受けようとする認定団体及び土地所有者等は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の規定による申請が次の各号のいずれにも該当するときは、第1項の認定をするものとする。</p> <p>(1) 里地里山活動協定の内容が保全等地域における里地里山の保全等の促進に資すると認められるものであること。</p> <p>(2) 里地里山活動協定に係る保全活動が継続的に行われると認められるものであること。</p> <p>(3) 里地里山活動協定の内容がこの条例及び関係法令に違反するものでないこと。</p> <p>(4) 里地里山活動協定の内容がその対象となる農林地等の利用を制限するものでないこと。</p> <p>4 市長は、第1項の認定をしたときは、その旨を告示するとともに、当該認定の申請をした認定団体及び</p>	<p>【課題、意見等】</p> <p>① 市で認定している里地里山活動協定のうち、県の認定を受けていないものについて、県の認定を受けることを推進し、県と市が連携した支援体制を構築すること。</p> <p>【対応方針】</p> <p>① 現在、市が認定している7団体のうち、4団体については、既に県の認定を受けており、県と市が連携し、保全活動への支援を行っています。残りの3団体について、団体の意向等を確認し、地域選定を含め、県との調整を進めていきます。</p>

土地所有者等に通知するものとする。	
-------------------	--

(里地里山活動協定に係る活動に対する支援)	課題、意見等
<p>第 16 条 市は、里地里山活動協定に係る認定団体に対し、当該里地里山活動協定に基づく保全活動を支援するために必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>【課題、意見等】</p> <p>① 認定団体の活動が持続可能なものとなるよう補助金だけでなく、ソフト、ハード両面での支援の実施を検討すること。</p> <p>【対応方針】</p> <p>① 現在、認定団体に対して、補助金を交付し、活動を支援していますが、会員の高齢化や担い手不足により、活動のPRや会員募集、また企業等を受け入れる際の調整役や、参加者用の駐車場やトイレ、着替え場所等の確保が困難なケースがあります。各団体とのヒアリングを通じて、課題等の解決を図るための支援策について検討していきます。</p>

(認定団体と市民との交流の促進等)	課題、意見等
<p>第17条 市は、認定団体と市民との保全活動に係る交流の促進を図るとともに、認定団体と法人その他の団体との保全活動に係る連携の促進を図るものとする。</p>	<p>【課題、意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 認定団体と市民や企業、大学等との交流促進を図ること。 ② 行政主導による植樹祭等のイベントの開催を検討し、市民が里地里山に気軽に接する機会を創出すること。 ③ 意見交換会、交流会など、認定団体間の交流の促進を図ること。 ④ 認定団体が連携し、環境フェアや緑のまつり等へのイベント参加の機会を創出し、市民への普及啓発を図ること。 <p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 農作業体験や植樹イベント、花まつりの開催等、各団体が市民や企業、大学等との交流事業を行っていますが、更なる交流の促進を図るため、各主体の課題やニーズの把握に努め、マッチングを図っていきます。 ② 多くの市民が里地里山の保全について関心を持ち、参加できる植樹祭のようなイベントの開催について、関係機関等と調整していきます。 ③ 今年度、認定団体の代表者に集まっていたいただき意見交換会を開催し、課題等の把握と解決に努めていきます。 ④ 一部の団体が参加している環境フェアや緑のまつりについて、全ての認定団体が協力して普及啓発活動に参加できるように調整していきます。

(里地里山保全等促進基金の設置)	課題、意見等
<p>第 18 条 里地里山の保全等を促進するため、厚木市里地里山保全等促進基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>2 毎年度基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めた額とする。</p> <p>3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。</p> <p>4 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。</p> <p>5 里地里山の保全等を促進するための寄附金及び基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。</p> <p>6 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p> <p>7 基金は、第 1 項に規定する基金の設置目的のための経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>8 市長は、前項の規定に基づき処分された基金の額を財源として、認定団体に対して、助成することができる。</p> <p>9 市長は、認定団体に前項の助成をしようとする場合は、厚木市里地里山保全等促進委員会の意見を聴くものとする。</p>	<p>【課題、意見等】</p> <p>① ふるさと納税等により入ってくる寄附金等の有効活用を図ること。</p> <p>【対応方針】</p> <p>① 基金の活用については、認定団体及び委員会の意見等を踏まえ、必要なサポートに充てていきます。</p>

その他	課題、意見等
全般に関わること	<p>【課題、意見等】</p> <p>① 観光、鳥獣対策を兼ねた景観作物の導入について検討すること</p> <p>② 里地里山の多面的機能を次世代へ継承するための環境教育の推進を図ること</p> <p>【対応方針】</p> <p>① 景観作物については、認定団体や地域住民等との調整を図り、導入の可能性について検討していきます。</p> <p>② 認定団体の会員は、ほとんどが60歳以上の方々であり、保全等の活動を持続可能なものとするためには、子どもたちを積極的に巻き込んでいかなければ、将来誰も里地里山に関わらなくなってしまう恐れがあることから、農作業体験や生き物探し等の環境教育の推進を図っていきます。</p>